

# 街の不動産トラブルを解決する

## 20 調停人候補者紹介

ADR（裁判外紛争解決）という概念には、裁判以外の紛争解決手段が広く含まれます。（一社）日本不動産仲裁機構に寄せられる様々な相談のうち、制度上の正規の和解手続きに至るものは、一部ではありますが、ADR制度を背景にお客様の相談に向き合う調停人の日々の活動はそれ自体が広い意味でのADRと呼ぶことができるでしょう。ここでは、そのような街の不動産業者調停人候補者の方々の声を紹介します。



上原輝夫氏

ここでは、当事務所の対応ある旨、均等では納得がいかなかった遺産分割事例について紹介したいと相談があったため、お父様がお子さん4人へ遺言書で財産を指定し、おおむね全員が納得。いったんは分割協議書の作成に入ったところで、しかし、財産には軍用地が含まれており、長男から私に「毎年の軍用地料の分配について、仏壇やお墓の管理や祭祀継承をするには物入りで

次に、分配について、兄弟にはそれぞれご家族があつて、お子さんが幼少期・大学進学期・義父母の介護期のライフステージがそれぞれ異なる

### 【調停人候補者】

## 上原輝夫氏

行政書士ヒューマンサポートオフィス 所長(沖縄県那覇市)

進学を控えた家族には最初の3年を手厚く分配し、次の3年は分配を少なくするなど、家族のライフステージで分配を調整できるメリットを兄弟全員が享受できます。お互いの家族のことを思いやる話し合いで、兄弟の仲も深

り、必要なお金が違ってきます。ですので、分配については、固定で行つてではなく、それぞれの家庭が必要な時期に多く分配できるように、お互いが助け合えるような方法を提案しました。

### 必要な人に多く

それは、全員の子育て等が一段落する、12年後を見据えて、12年に入る軍用地料の総額が公平な分配になる前提で、必要な時期に必要な人に多く分配するよう3年ごとに協議する方法です。これによって、大学

沖縄県行政書士会  
行政書士ヒューマンサポートオフィス  
「会社と家族の相談相手」  
<https://soudan-aite.net>  
TEL 098-859-0579  
FAX 098-993-7356

事務所看板